

スマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム会計細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、スマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第22条の規定に基づき、会計処理に関する必要な事項を定め、規約に定めるほかこの細則によりスマートフォン向け新アプリケーション研究開発コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の会計に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(会計処理の原則)

第2条 コンソーシアムの会計は、経理状況を明らかにするため、公正妥当な処理を行わなければならない。

(会計担当幹事の指定)

第3条 運営委員会は、幹事の中から会計に係る責任者（以下「会計担当幹事」という。）を指定しなければならない。

(会計上の職務分担)

第4条 コンソーシアムの業務を適正に運営するため、会計上の職務分担を次のとおりとする。

(1) 会長は、収入及び支出を伴う契約の締結・承認を行う。

(2) 会計担当幹事は、次に掲げる業務を行う。

- イ 予算案の作成
- ロ 予算執行状況の確認・調整
- ハ 契約、発注、支払いに関する確認
- ニ 収入、支出の確認
- ホ 決算に関する報告書の作成

(3) 事務局長は、次に掲げる業務を行う。

- イ 金銭出納業務
- ロ 経費の支払いに関する起案及び支払い業務
- ハ 会長及び幹事の補佐

第2章 帳票及び収支科目

(帳票作成の原則)

第5条 会計担当幹事は、各年度における正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(会計帳簿)

第6条 コンソーシアムは、会計帳簿として、次の帳簿を備える。

- (1) 現金出納帳
- (2) 収支計算書

(帳簿への記入)

第7条 会計担当幹事は、取引が発生した都度起案し、正当なことを称すべき証拠書類とともに会長の決裁を得たうえで関係帳簿へ記載しなければならない。

(収入科目)

第8条 収入のために次に掲げる科目を設ける。

- (1) 入会金費
- (2) 年会費
- (3) 講演会参加費
- (4) セミナー参加費
- (5) 雑収入

(支出科目)

第9条 支出のために次に掲げる科目を設ける。

- (1) 講演会開催事業費
- (2) セミナー開催事業費
- (3) 総会・運営委員会費
- (4) 講師謝金
- (5) 旅費・交通費
- (6) 通信運搬費
- (7) 印刷製本費
- (8) 使用料・賃借料
- (9) 事務費
- (10) その他雑費

第3章 預金口座の設定・保管

(取扱金融機関)

第10条 コンソーシアムの預金口座を設ける金融機関は、運営委員会の議決を経て、会長が指定する。

(預金通帳等の保管)

第11条 普通預金等は、コンソーシアム名を関して会長名義で約定する。

2 会長は印鑑を保管し、会計担当幹事は通帳を保管するものとする。

第4章 預金出納

(支払の決裁)

第12条 1件10万円以上の支払は会長が決裁するものとする。

2 定期的な支払い及び1件10万円未満の支払いは、会計担当幹事が決裁することができる。

(仮払金)

第 13 条 コンソーシアムにおける小口支払を円滑に行うために、会長、幹事及び事務局長は 5 万円を限度に仮払いを受けることができる。

2 仮払は、正当な理由がない限り、1 箇月以内に支払いを証明する証拠書類を付して精算しなければならない。

3 仮払は、決算期末までにすべて精算しなければならない。

第 5 章 予算

(予算編成)

第 14 条 会計の収入支出は、予算化し編成しなければならない。

(予算)

第 15 条 予算案は運営委員会が作成し、総会の決議を得なければならない。

第 6 章 決算

(決算)

第 16 条 会計担当幹事は、6 箇月ごとに会計報告書または年度決算報告書を作成し、会計報告書は運営委員会に、年度決算報告書は総会に提出しその承認を得なければならない。

(報告書)

第 17 条 会計報告には収支計算書を、年度決算報告には収支決算報告書及び預金等残高証明書を提出するものとする。

附則

本細則は、平成 23 年 3 月 3 日から適用する。